

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 定借の保証金を運用する金融資産の範囲

Q: 定期借地権の保証金のことで質問します。保証金が預貯金等の金融資産に運用されている場合には、保証金の経済的利益は課税されないそうですが、この場合の金融資産には、一時払養老保険も含まれますか。

A: 定期借地権に係る保証金が、預貯金、公社債、指定金銭信託で、貸付信託等の金融資産に運用されている場合は、その保証金の経済的利益について課税関係は生じないこととなっています。

これは預貯金等の運用益は必ず課税の対象となるため、保証金の経済的利益について課税すると二重課税のようになるからです。

このような趣旨から、保証金の経済的利益に見合う運用益の発生が確実で、かつ、その運用益について必ず課税の対象となる性質を有する資産であれば、預貯金等と同様の取扱いがされるでしょう。

この意味で、国税庁では一時払養老保険(保険期間が5年以下のものに限る)や抵当証券についても、この場合の金融資産の範囲に含めて取り扱っても課税上の弊害はないとしています。

よって、保険期間5年以下の一時払養老保険に運用した場合には保証金の経済的利益は課税されません。

